



区民意見提出手続(パブリックコメント)

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

ご意見・ご提案をお寄せください

いただいたご意見等は、条例の制定、計画の策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに右記スケジュールのとおり公表する予定です(住所・氏名等は公表しません)。

閲覧場所 条例・計画(素案)の全文は、区のホームページ(2~6面の二次元コード)、担当課(右記参照)、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

対象者 次のいずれかに該当する方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
③条例・計画(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出期限 1 10月7日 2 10月15日(いずれも必着)

提出方法 ●区のホームページ(2~6面の二次元コード)から
●書面(記入事項を明記)を郵送(下記宛名用紙を使用可)、ファクシミリまたは持参で担当課(右記参照)へ
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により、前記方法による提出が難しい場合は、担当課(右記参照)へご相談ください。

記入事項 ①条例・計画の番号(1~3) ②ご意見・ご提案 ③住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ④氏名 ⑤法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地

スケジュール(予定)・担当課

スケジュール	9月	素案の公表及び意見募集(1 3は10月7日、2は10月15日まで)
	7年2月	素案に対する意見の公表及び案の公表
	3月	条例の制定、計画の策定

担当課

1(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)
担当=人権・男女共同参画課 〒156-0043 松原6-3-5
☎6304-3453 ☎6304-3710

2世田谷区子どもの権利条例(素案)・世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)
担当=子ども・若者支援課 〒154-8504 世田谷4-21-27
☎5432-2528 ☎5432-3016

3世田谷区環境基本計画(素案)
担当=環境計画課 〒158-0094 玉川1-20-1
☎6432-7131 ☎6432-7981

1(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
千歳局承認
43

1 5 6 8 7 9 0

定形郵便物
(受取人) 号 行 1

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

差出有効期間
2024年
10月8日まで
(切手不要)

切取線

(差)住所/世田谷区 丁目 番 号
(出)氏名/

2世田谷区子どもの権利条例(素案)・世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
世田谷局承認
4175

1 5 4 8 7 6 6

定形郵便物
(受取人) 番27号 2

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

差出有効期間
2024年
10月16日まで
(切手不要)

切取線

(差)住所/世田谷区 丁目 番 号
(出)氏名/

区のおしらせをスマートフォン等でご覧になれます

アプリを通じて、本紙区のおしらせ「せたがや」を配信しています。お手元のスマートフォンやタブレット端末で、いつでもどこでもご覧になれます。ぜひ、ご利用ください。

■カタログポケット

日本語のほか、英・中国・韓国・タイ・ポルトガル・スペイン・インドネシア・ベトナム語への自動翻訳や音声読み上げ機能があります。



■マチイロ

読みたい部分を拡大できるほか、ダウンロードした紙面をオフラインでもご覧になれます。発行日にプッシュ通知が届きます。



3世田谷区環境基本計画(素案)

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
玉川局承認
2462

1 5 8 8 7 9 0

定形郵便物
(受取人) 1号 3

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

差出有効期間
2024年
10月8日まで
(切手不要)

切取線

(差)住所/世田谷区 丁目 番 号
(出)氏名/